

公益社団法人日本社会福祉士会 研究誌『社会福祉士』投稿論文等審査規程

組織・運営 規程第8号

2000年6月2日制定

最終改正 2020年10月3日

(審査の視点)

第1条 研究誌『社会福祉士』の論文、研究ノート、実践研究、実践報告の審査の視点は次のとおりとする。

- (1) 編集規程の目的に合致していること。
- (2) 正会員及び正会員に所属する社会福祉士内で共有すべき優れた研究、又は実践内容であること。
- (3) 論旨、論拠が妥当かつ明快であること。
- (4) 研究・実践方法とその結果に信頼性があること。
- (5) 研究展望、研究の位置づけが適切であること。
- (6) 公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領に基づいて研究・実践が行われていること。

(審査者)

第2条 学会運営委員及び正会員に所属する社会福祉士の中で学会運営委員会から審査を委嘱された者が行う。

(判定)

第3条 投稿論文は、審査により、次の第1号から第3号に判定される。

- (1) そのまま掲載可
 - (2) 学会運営委員会の指摘・修正事項に従い修正後、論文または研究ノートとして掲載可
 - (3) 掲載不可
- 2** 実践研究は、審査により、次の第1号から第5号に判定される。
- (1) 実践研究として、そのまま掲載可
 - (2) 実践研究として、学会運営委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可
 - (3) 実践報告として、そのまま掲載可
 - (4) 実践報告として、学会運営委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可
 - (5) 掲載不可
- 3** 実践報告は、審査により、次の第1号から第5号に判定される。
- (1) 実践報告として、そのまま掲載可
 - (2) 実践報告として、学会運営委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可
 - (3) 実践研究として、そのまま掲載可
 - (4) 実践研究として、学会運営委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可

(5) 掲載不可

(決定)

第4条 審査者の審査を経て、学会運営委員会が決定する。

(通知)

第5条 審査結果は、学会運営委員会が文書によって本人に通知する。

附 則

1 2003年4月13日改正

2 2004年6月4日改正

3 2006年2月18日改正

4 2007年2月17日改正

5 2008年8月30日改正

6 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(2014年4月1日)

附 則

2015年5月16日改正、施行

附 則

2018年1月20日改正、施行

附 則

2018年5月19日、組織・運営規程第2号公益社団法人日本社会福祉士会研究誌『社会福祉士』投稿論文等審査規程を組織・運営規程第8号に改正、施行する。

附 則

2020年10月3日改正、2021年4月1日施行